

新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少に対応する

給付・融資制度のご案内 (令和2年5月13日時点)

持続化給付金 (給付)

【給付額】

中小法人等は200万円、個人事業者等は100万円

※ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限とします。

■売上減少分の計算方法：

前年の総売上(事業収入) - (前年同月比▲50%月の売上×12ヶ月)

【給付対象の主な要件】

新型コロナウイルス感染症の影響により、ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少している事業者。

【お問い合わせ先について】

持続化給付金の申請用HP (<https://jizokuka-kyufu.jp>)

持続化給付金事業 コールセンター 0120-115-570 [IP電話専用回線] 03-6831-0613

受付時間 8:30~19:00 5月・6月(毎日) 7月から12月(土曜日を除く日から金曜日)

【その他】

現状、オンラインでのみ申請可能。オンライン申請が困難な方向けに、追って申請支援窓口が各地区において設置される予定。設置場所等については、詳細が決まり次第公表されます。

埼玉県中小企業・個人事業主支援金 (給付)

【支給額】

20万円(県内の複数事業所を休業している場合は30万円)

【主な支給要件】

令和2年4月8日から令和2年5月6日までの間に20日以上、埼玉県内の事業所を休業(※)していること。

→裏面につづく

※ 休業日として扱う基準

番号	項目	日数換算
1	新型コロナウイルスの影響による臨時休業日	1.0日
2	新型コロナウイルスの影響以外による臨時休業日・定休日（＊）	1.0日
3	売上げがなかった日	1.0日
4	営業時間短縮	0.5日
5	店内営業の休止（デリバリー・テイクアウトのみの営業）	0.5日

4月17日（金）以前に定休日等の休業日が0又は1日の場合は、2日休業したものとして加算。

【お問い合わせ先について】

中小企業等支援相談窓口（受付時間：平日・休日ともに9時00分～18時00分）

電話番号： 0570-000-678（ナビダイヤル） 又は 048-830-8291

【その他】

原則、電子申請。電子申請できない場合のみ、郵送による申請も可能。

参考ホームページ（<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0801/koronashien.html>）

★緊急事態措置期間の延長に伴う追加支援金（支給額10万円）が6月1日～7月17日申請受付予定（主な要件：5月12日～5月31日の間に8割（16日）以上休業していること等）。

埼玉県制度融資（融資）→ご相談は民間金融機関へ

「新型コロナウイルス感染症対応資金」

民間金融機関において、当初3年間実質無利子・無担保・据置最大5年の融資。あわせて信用保証料が半額又はゼロ。対象要件等のご確認、お問い合わせはお取引のある民間の銀行、信金などへお願い致します。

日本政策金融公庫（融資）→ご相談は商工会へ

(1) 「新型コロナウイルス感染症対策特別貸付」

実質無利子（当初3年間）、無担保、据置最大5年の融資。

(2) 「新型コロナウイルス対策マル経（経営改善貸付）」

実質無利子（当初3年間）、無担保、据置最大4年の融資。借替資金についても適用可。

北本市商工会

TEL：048-591-4461

FAX：048-591-4043